

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月7日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ホームック石巻蛇田店
石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内第九街区

二 市町村の意見の概要

- 1 出店予定地周辺が蛇田小学校及び蛇田中学校の通学路となっているため、建設工事中においては、工事関係車両の迂回ルートを確認するなどして通学路の通行をできるだけ避け、特に児童生徒の登下校時には工事関係車両の通行を控えていただき、車両の出入口周辺には、交通整理員や誘導員を配置するなどして交通安全対策に万全を期されたい。
- 2 新たに道路を建設する際には、歩道を設置し、その他必要に応じて安全対策を講じていただくよう配慮願いたい。
- 3 駐車場出入口及び経路設定等については、道路管理者、所轄警察署等と十分協議願いたい。また、開店後については、交通混雑が予想されるので、駐車場出入口及び周辺道路に常時交通整理員や誘導員を配置し、安全確保に努められたい。
- 4 営業時間が深夜に及ぶことから、青少年の健全育成のため、建物内外において警備員の見回りを強化するなど犯罪の未然防止に努められたい。さらに、周辺道路に死角を作らないように防犯対策も併せて検討願いたい。
- 5 住宅地と近接していることや、早朝から深夜まで営業が行われることから、騒音の発生については十分な配慮と対応を願うとともに、届出書中の騒音防止計画を遵守願いたい。
- 6 周囲は住宅地となっているため、夜間照明による光害の防止対策や、夜間や早朝の荷さばき車両及び荷さばき待ち車両のアイドリングストップなどによる騒音防止対策など、地域住民へ配慮した対応をお願いしたい。
- 7 廃棄物の減量に努めるとともに、資源物等のリサイクルルートを構築し、リサイクルするよう配慮されたい。
- 8 地元雇用の創出に配慮願いたい。
- 9 開店後においても、安全対策や非行防止対策について、各学校と打合せの場を設けていただき、情報交換等を行っていただきたい。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

五 縦覧期間

平成17年10月7日から同年11月7日まで(ただし、閉庁日を除く。)